

北海道防衛局（7）千歳飛行場周辺地区撫育管理等工事仕様書

北海道防衛局

千歳飛行場周辺地区撫育管理等工事仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、北海道防衛局が実施する北海道防衛局（7）千歳飛行場周辺地区撫育管理等工事に適用する。

(工事内容)

第2条 この仕様書における工事内容は以下のとおりとする。

- (1) 工事場所：千歳飛行場周辺地区
- (2) 工期：契約日の翌日から令和8年1月31日まで
- (3) 工事概要：下記のとおりとする。

工事場所	工事項目	単位	数量
千歳市内	撫育管理工事（伐採）	本	590
	撫育管理工事（剪定）	本	70
	撫育管理工事（伐根）	本	50
	境界標建植（新設）	基	4
	車止め（新設）	基	37
	標示板（新設）	基	1

なお、数量は概数であり、発注者の指示により増減する場合がある。

(一般共通仕様)

第3条 一般共通仕様については、以下のとおりとする。

- (1) 本工事は、契約書、仕様書、建設業法・道路交通法・騒音規制法等、その他関係法令及び北海道防衛局工事監督官（以下「監督官」という。）の指示に従い施工しなければならない。
- (2) 受注者は、工事着手前に別表に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。
- (3) 本工事の施工にあたり、監督官と次の事項について、工事着手前に事前協議をすること。
 - ア 工事施工のための施工計画及び事故防止対策
 - イ 工事施工の順序及び方法、並びに作業時間
 - ウ 工事施工に支障のある施設の移設及び防護方法
 - エ 安全確保のための見張員の配置
 - オ その他必要な事項
- (4) 本工事の施工のため他人の所有する土地に立ち入る場合は、その土地の所有者の了解を得なければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項でも、当然技術的に施工すべき事項は、受注者の責任

において実施するものとし、その費用は受注者の負担とする。

- (6) 本工事の施工により、植栽木その他工作物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復を行うものとし、その費用は受注者の負担とする。
- (7) 施工場所周辺における騒音・振動等の建設公害をできるだけ防止する必要があることから、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づく低騒音・低振動型として指定された建設機械を使用するものとし、近隣住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (8) 工事現場は常に整理するとともに、保安、衛生、防火及び労働等に関する国内取締諸法令に関する規定を遵守するものとする。
- (9) 本工事において、建設機械を使用する場合は排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法（昭和26年法第186号）で排出ガス規制を受けているものは除く。

なお、排出ガス対策型建設機械とは、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成14年4月1日総施第225号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械をいう。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、別途、監督官と協議するものとする。

- (10) 周辺住民より苦情等があった場合には、丁寧に対応し、直ちにその内容を監督官へ報告するものとする。
- (11) 工事施工上、機械器具を設置し、又は仮設物を設ける必要がある場合は、設置に先立ち監督官に承認を受けること。ただし、工事完了後は速やかにこれを撤去し、工期内に跡片付け、埋め戻し、地ならし、清掃を行い資材等を地区外に搬出すること。
- (12) 受注者は、監督官の指示により、工事旬報及び施工工程が把握できる写真を整理の上、工事完了後速やかに提出するものとする。
- (13) 本工事により発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき適正に処分するものとする。
- (14) 工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止について万全をきすため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。
- (15) 万が一、事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに監督官及び関係部署に連絡し、その指示を受けること。
- (16) その他、本仕様書に疑義があるときは監督官に報告し、その指示を受けるものとする。

(工事関係)

第4条 撫育管理等工事の実施は以下に基づき行うこと。

撫育管理等工事の施工箇所については、別図1～13のとおりとする。

(1) 剪定木等選定

本作業は、倒木・枯葉・害虫等の被害や樹形の乱れを防ぐため、剪定作業等の対象樹木を選定するために行う。

(2) 剪定作業

本作業は、監督官の指示を受け、隣地境界越境部分や、枝が混んで見通しが悪い部分等に留意しながら、樹形の乱れを防ぎ樹高・樹冠等を整えるため、枝おろし・切詰め・枝抜き・切返し等の除去等の作業を行うものとする。

(3) 伐採作業

ア 本作業は、監督官の指示を受け、管理上支障となる樹木を地表から約35cmの範囲で人力若しくは重機により伐採するものとし、伐根は行わないものとする。

イ 作業の実施にあたっては、鋸、チェーンソー等で切り倒すものであるため、作業者は足元を整理し十分な安全策を講じ作業をすること。

(4) 伐根作業

伐根は、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻さなければならない。

(5) 車止め設置（撤去を含む。）工事

ア 車止めの設置及び撤去箇所については、別図14のとおりとする。

イ 車止めの間隔は1.5mを基本とし、等間隔で設置し、上部600mmを地上に露出し下部450mmを地下に埋設する。

ウ 車止めの規格は、反射バンド付き丸太材ロータリー加工（1.5m間隔、H＝600mm）、薬剤加圧注入処理又は同等品とする。（別図15）

(6) 境界標建植工事

ア 境界標の建植箇所については、別図14のとおりとする。

イ 建植工事は、周辺家屋等に損傷を与えないように十分注意して行うものとする。

ウ その他建植に必要な資料（データ）については別途貸出しするものとする。

エ 境界標の規格は、12cm×12cm×90cm（コンクリート製）で配筋は10番鉄線とし、「防衛省」の文字を埋め込んだものとする。また、上端部から5cmまでの間に赤色の塗料を塗るものとする。（別図16）

オ 境界標の品質は、その表面がち密で傷がなく、歪があってはならない。

カ 境界標の位置は正確に位置を把握してから埋設する。

キ コンクリート上部5cmを地上に露出し、下部85cmを地下に埋設する。ただし、道路に面した箇所についてはこの限りではない。

(7) 標示板設置工事

ア 標示板の設置箇所については、別図14のとおりとする。

イ 標示板の規格は、別図17のとおりとする。

(施工数量)

第5条 施行数量の内訳は次のとおり。

なお、数量は概数であり、状況により増減する場合がある。

(千歳市内：別図1～13に示す区域)

伐 採 樹 種	幹 周	伐 採 数 量	備 考
ゴヨウマツ、ナナカマ ド及びプラタナスほか	25cm未満（低木）	10本	
	25cm以上40cm未満	50本	
	40cm以上60cm未満	100本	
	60cm以上90cm未満	300本	
	90cm以上120cm未満	100本	
	120cm以上140cm未満	10本	
	140cm以上160cm未満	10本	
	160cm以上180cm未満	10本	

(千歳市内：別図1～13に示す区域)

剪 定 樹 種	幹 周	剪 定 数 量	備 考
ゴヨウマツ、ナナカマ ド及びプラタナスほか	60cm未満	10本	
	60cm以上120cm未満	50本	
	120cm以上180cm未満	10本	

(千歳市内：別図1～13に示す区域)

伐 根 樹 種	幹 周	伐 根 数 量	備 考
ゴヨウマツ、ナナカマ ド及びプラタナスほか	25cm以上40cm未満	5本	
	40cm以上60cm未満	5本	
	60cm以上90cm未満	20本	
	90cm以上120cm未満	10本	
	120cm以上140cm未満	5本	
	140cm以上160cm未満	5本	

(千歳市内：別図14に示す区域)

車 止 め	規 格	本 数	備 考
木 製	反射バンド付	37基	新設

(千歳市内：別図14に示す区域)

境 界 標	規 格	本 数	備 考
コンクリート製	別図特記仕様による	4基	新設

(千歳市内：別図14に示す区域)

標 示 板	規 格	本 数	備 考
アルミ板 鋼管ポール	別図特記仕様による	1基	新設

(廃材処分)

第6条 剪定木、伐採木及び根株に伴い発生した廃材の処分は、受注者において関係法令に基づき適正に処分すること。

(その他)

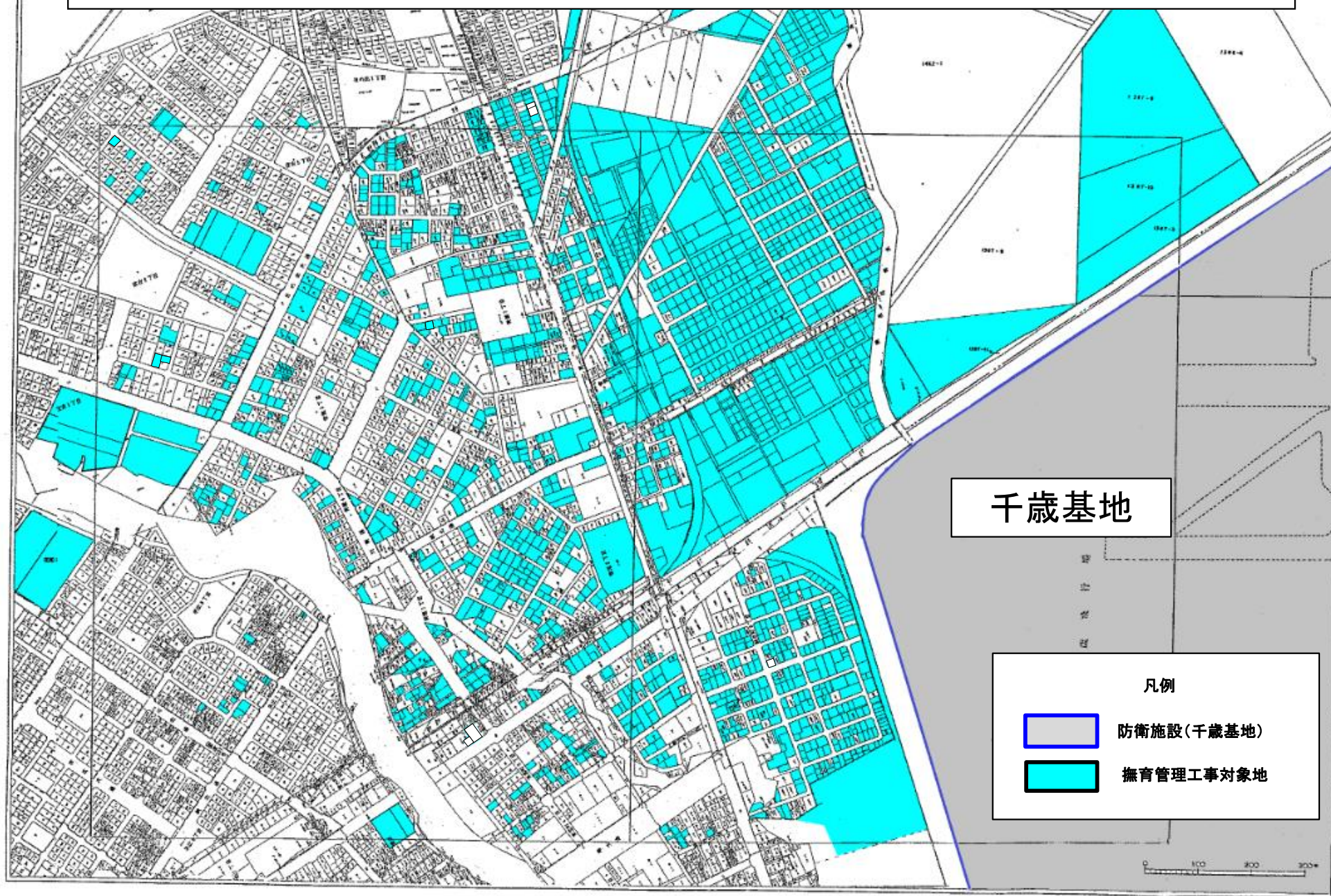
第7条 施工数量については、実際の作業数量により、後日、清算するものとする。
また、処分量の清算を確認するため廃棄物処理伝票を提出すること。

提出書類

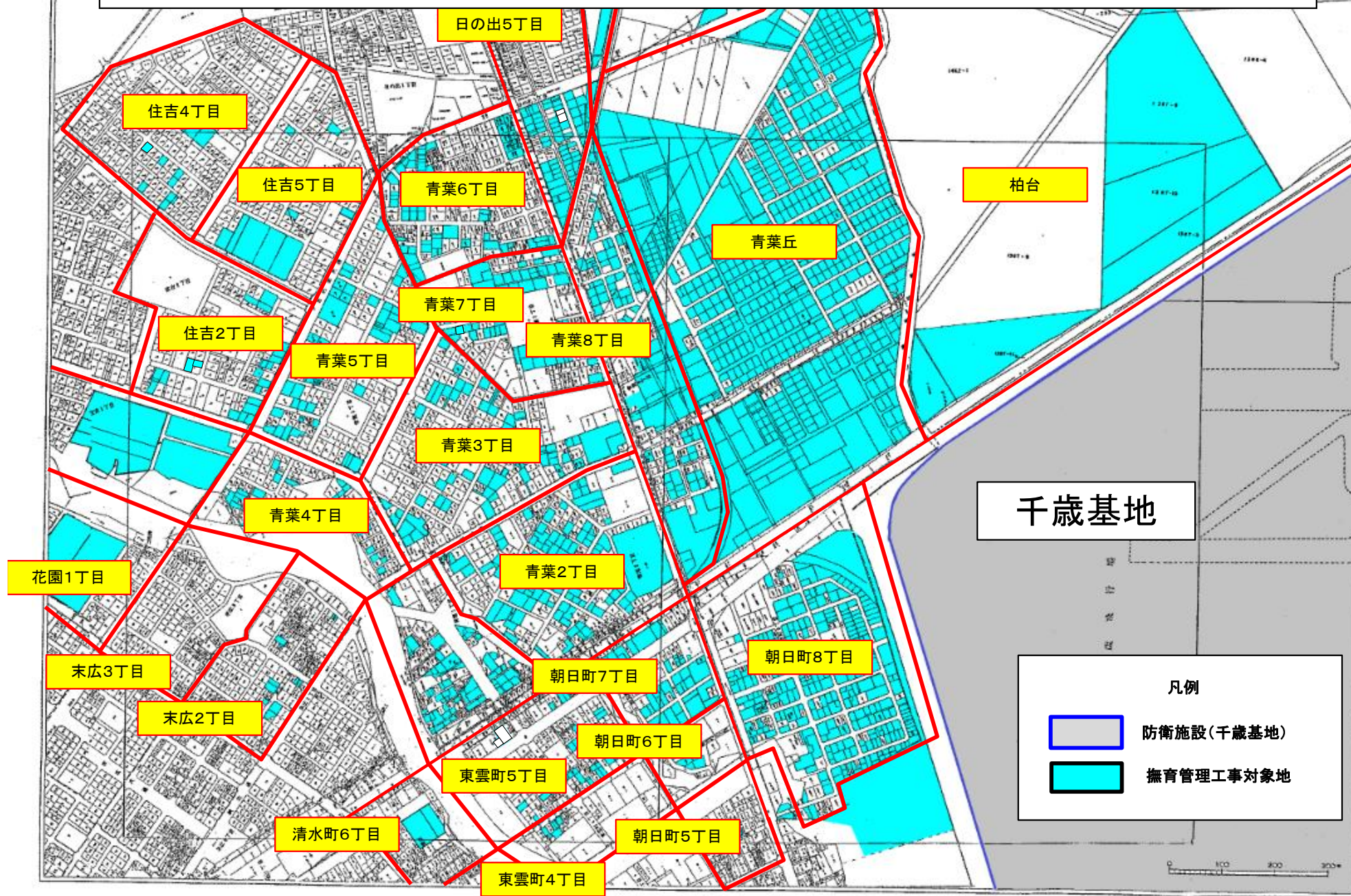
提出書類	部数	提出期限	内 容 等
施工計画書	1 部	契約締結後 1 4 日以内	施工計画書の内容は、作業の実施方針、工事工程表、作業編成（現場代理人、主任技術者及びその他作業員名簿）、打合せ計画、使用する機器、緊急時の連絡体制などである。
成 果 品	1 部	工事完了後 発注者が完了を確認した後	施工計画書、工事旬報、材料承諾願い、工事打合せ簿、樹木数量一覧表、工事写真帳、出来高図綴り、試験成績表綴り、材料検査簿、社内検査実施報告書、創意工夫報告書、産業廃棄物処理総括表などである。

北海道防衛局(7)千歳飛行場周辺地区撫育管理等工事 仕様書図面

千歳飛行場周辺地区(撫育管理工事対象地位置図)

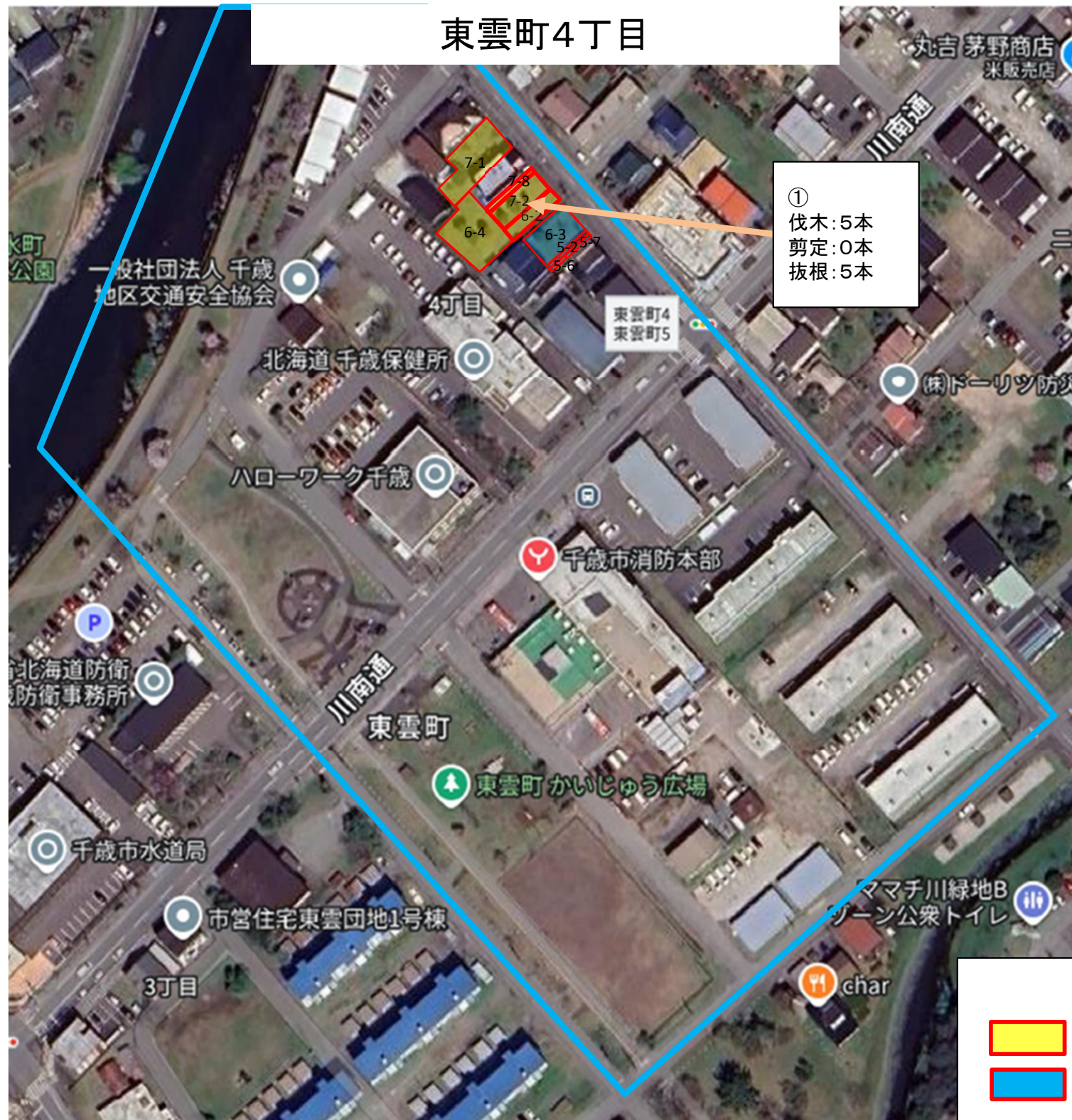


千歳飛行場周辺地区(撫育管理工事対象地位置図)(町界線記載)



東雲町4丁目

別図3



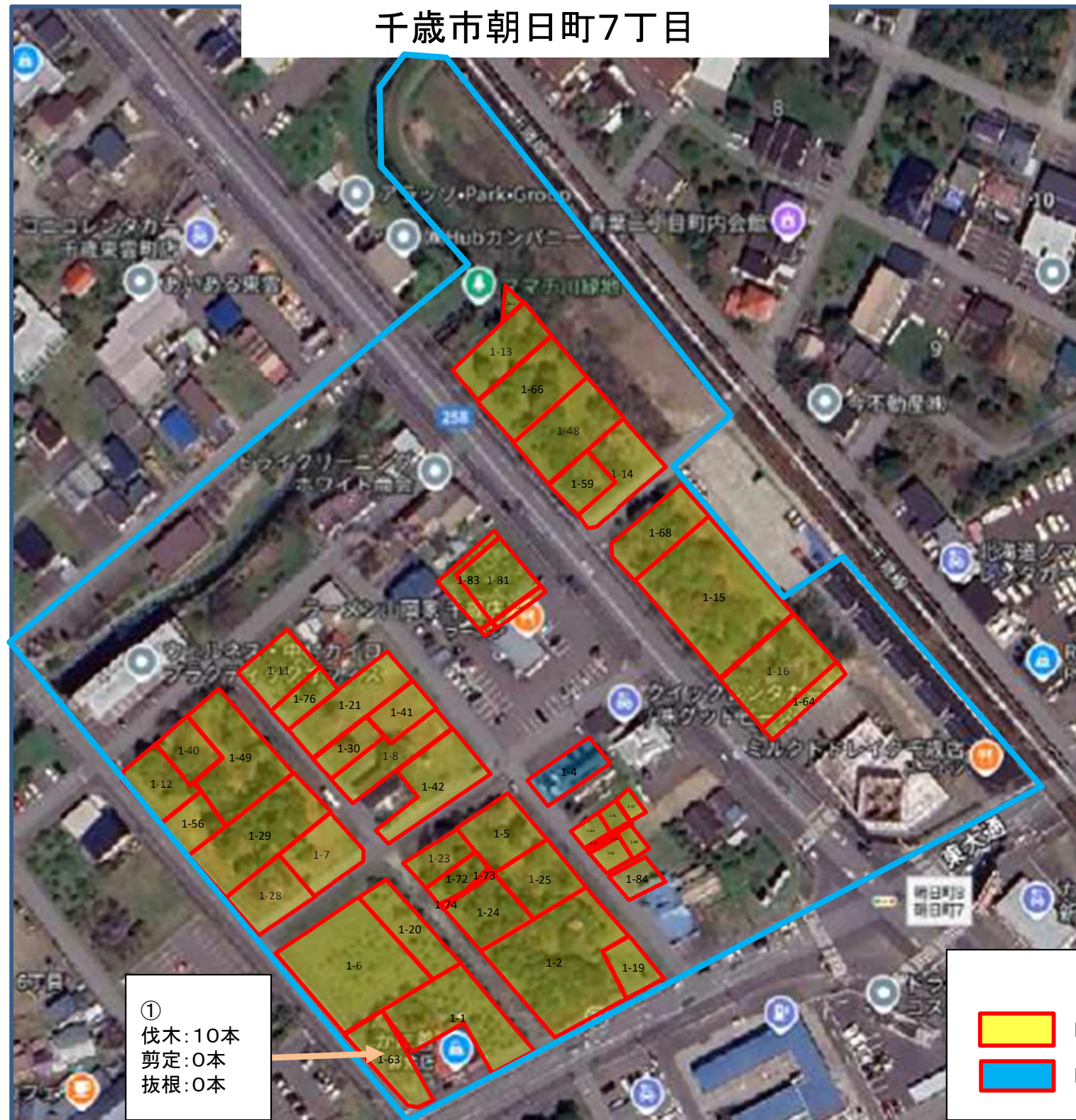
凡例



国有地(未使用許可)



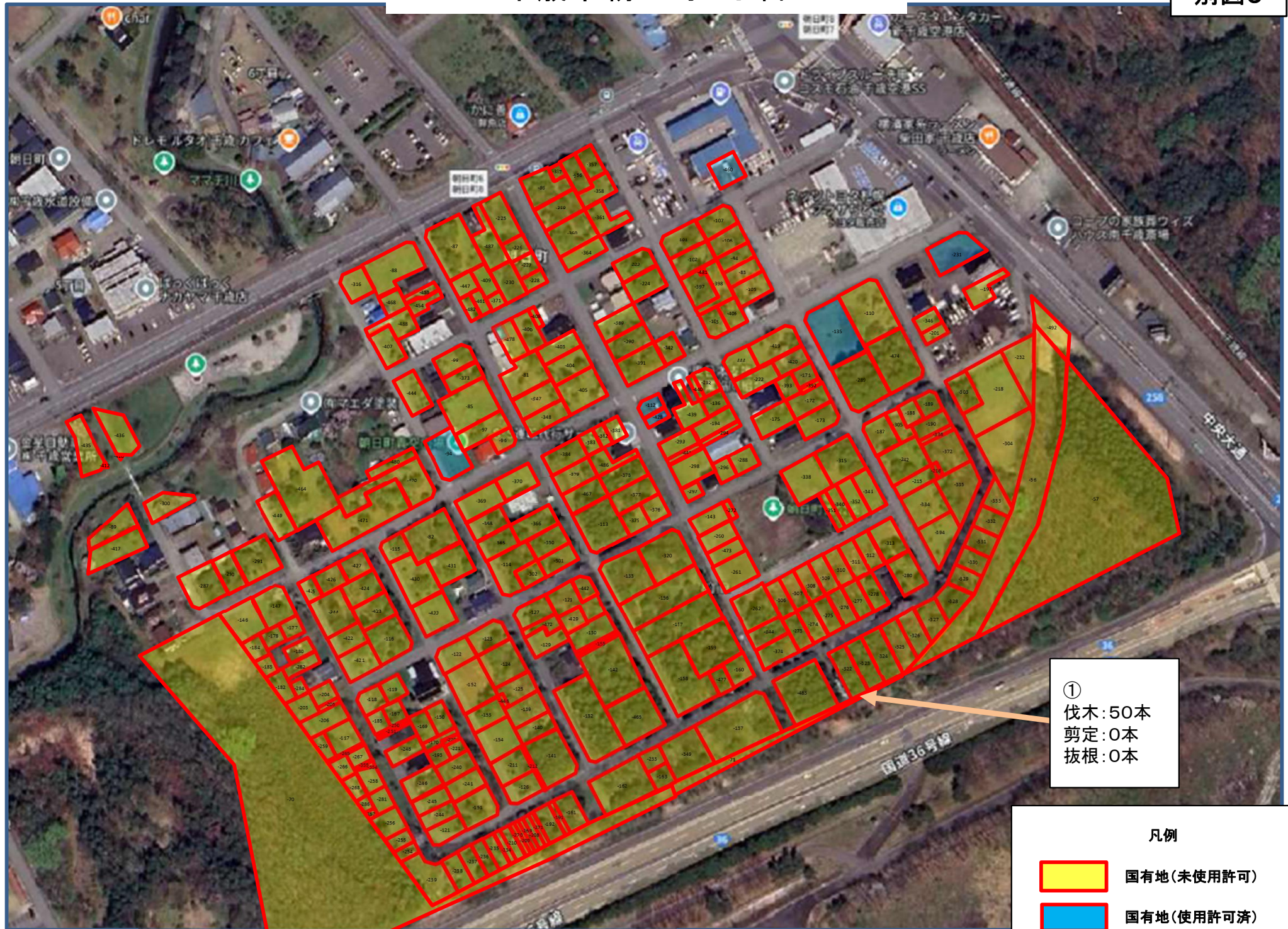
国有地(使用許可済)

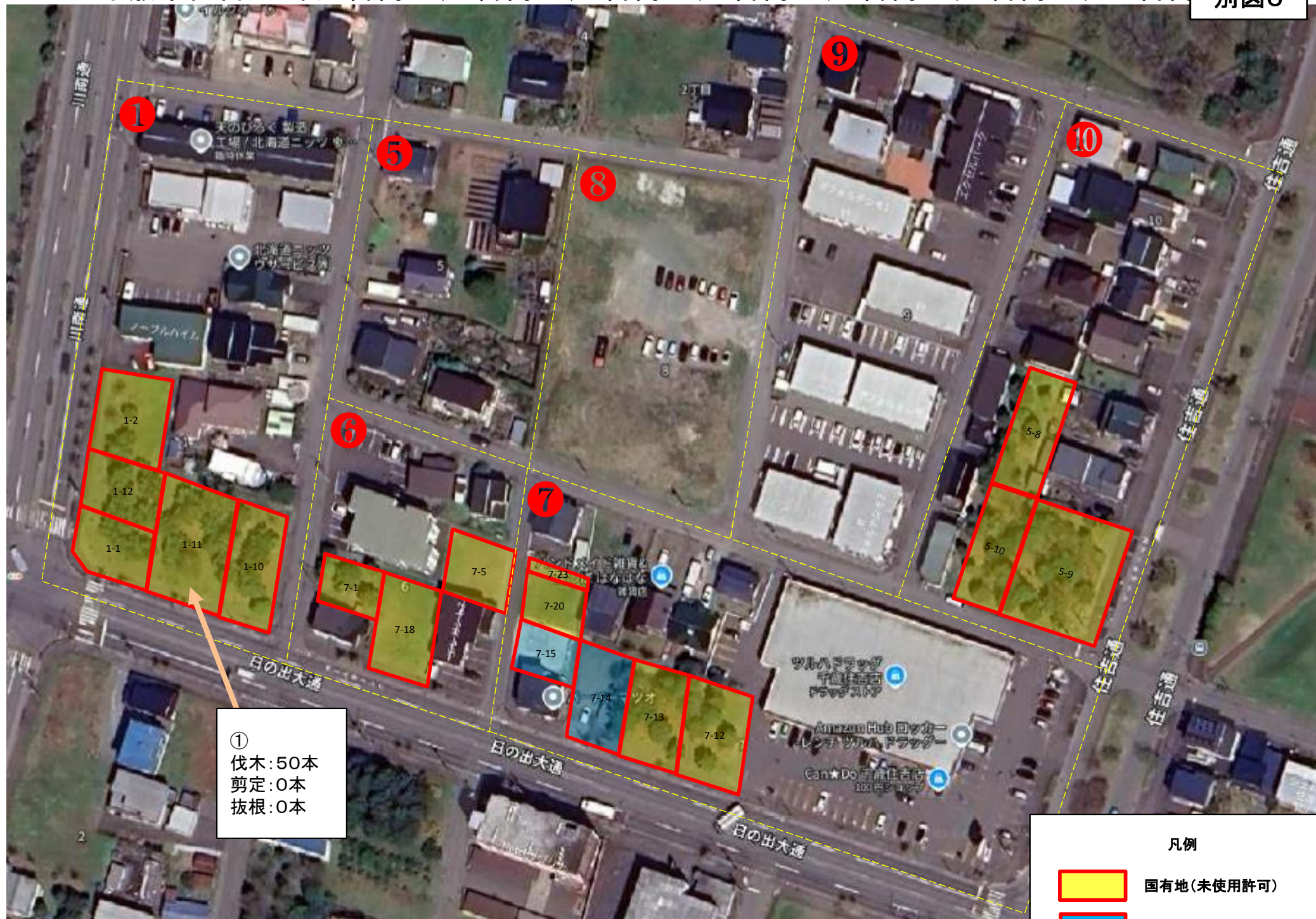


①
伐木:10本
剪定:0本
抜根:0本

凡例

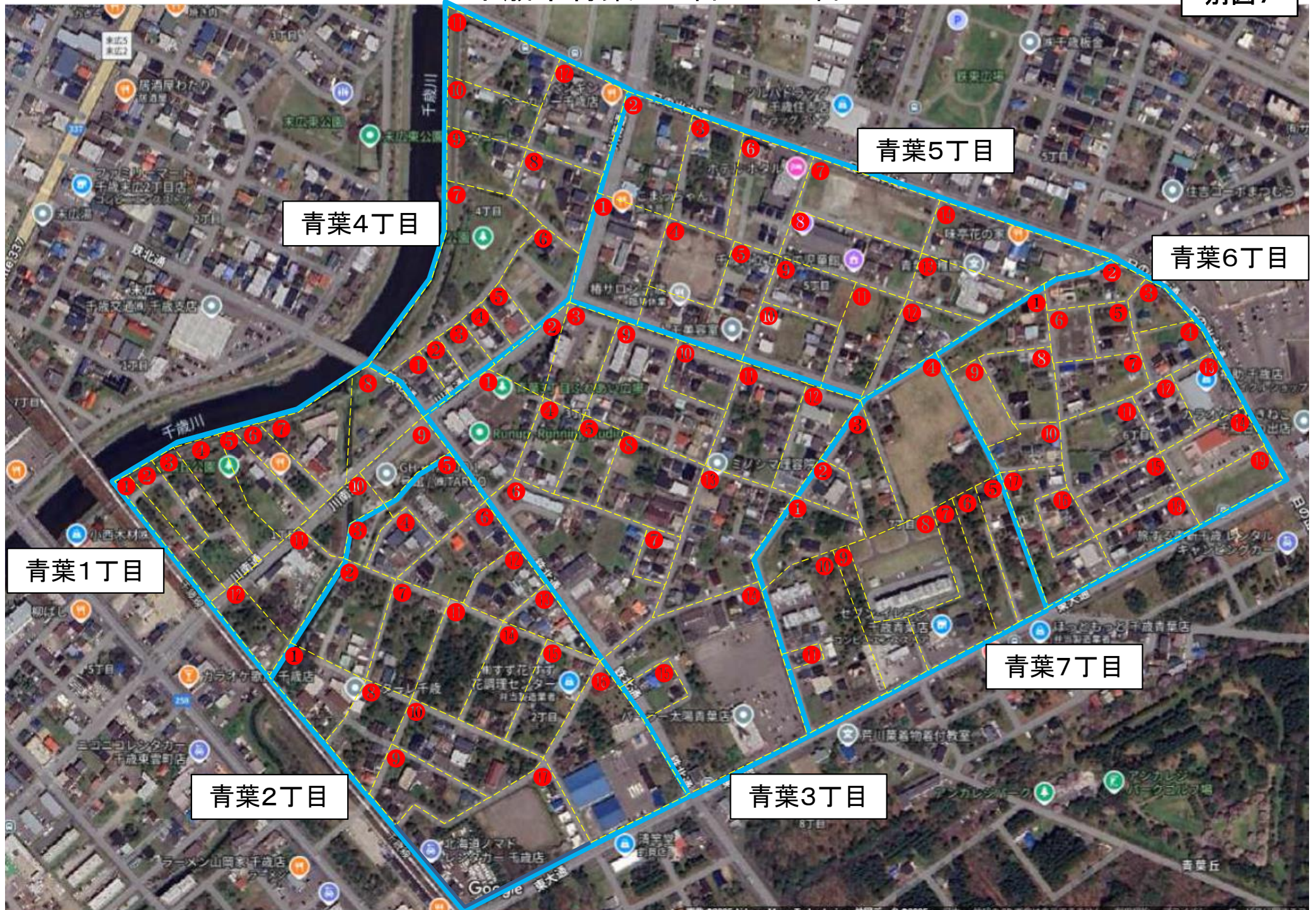
- 国有地(未使用許可)
- 国有地(使用許可済)





千歳市青葉1丁目～7丁目

別図7









凡例

- 国有地(未使用許可)
- 国有地(使用許可済)





凡例

- 国有地(未使用許可)
- 国有地(使用許可済)



凡例

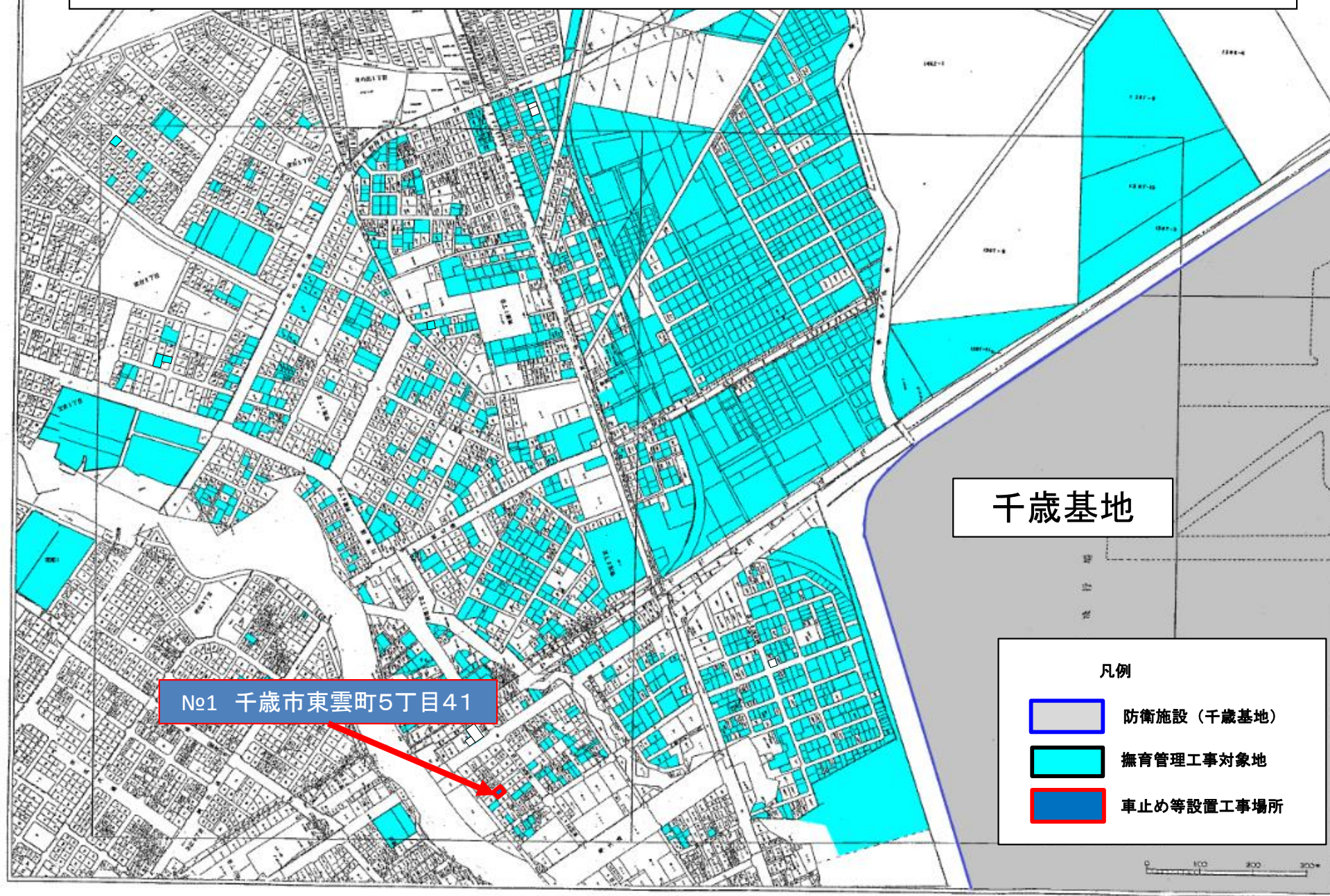


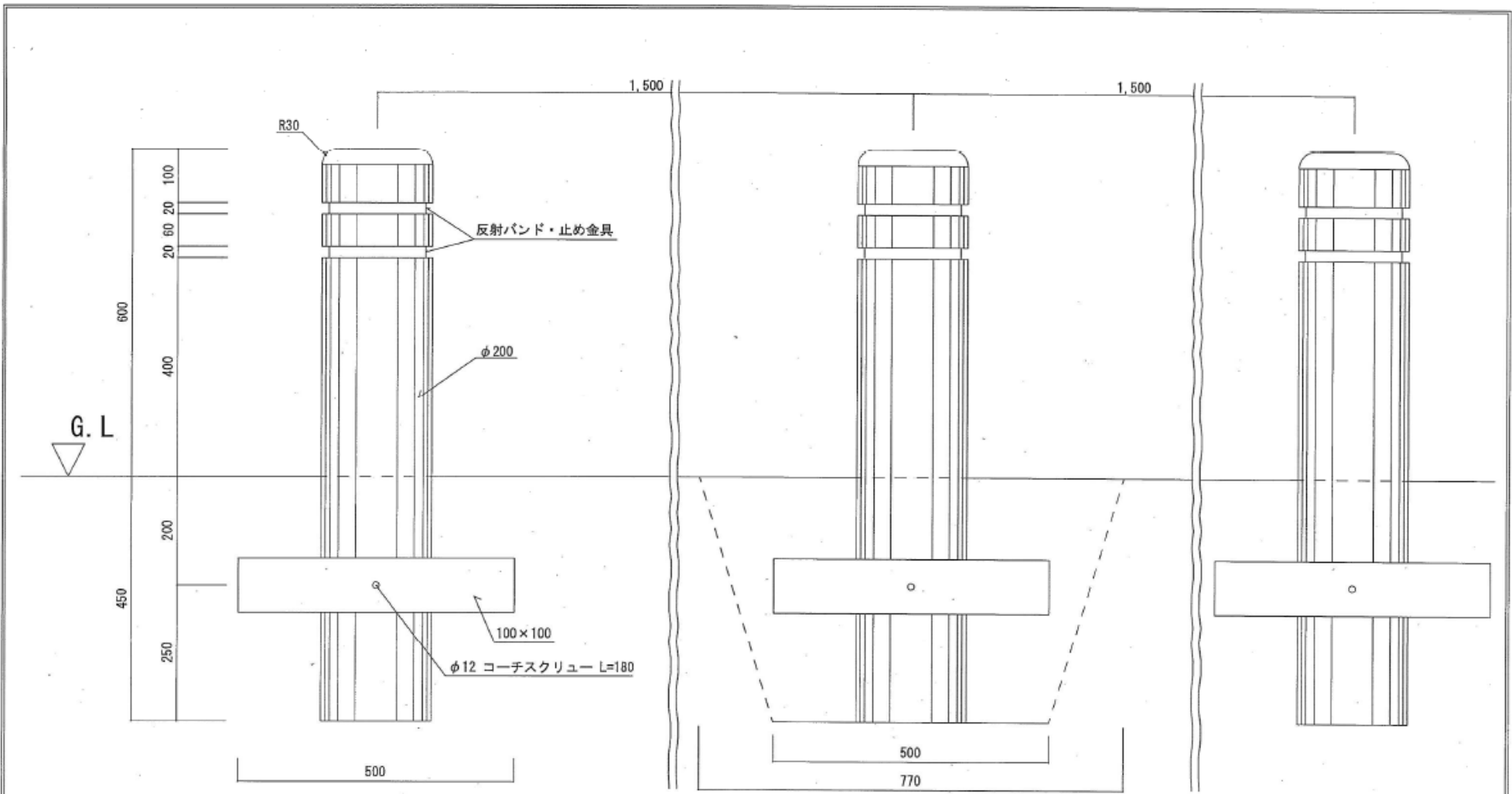
国有地(未使用許可)



国有地(使用許可済)

千歳飛行場周辺地区(車止め・境界標・標示板設置工事位置図)





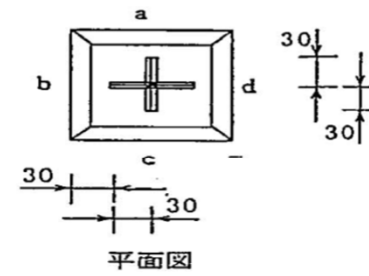
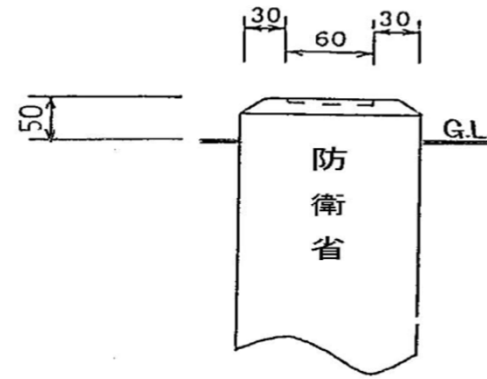
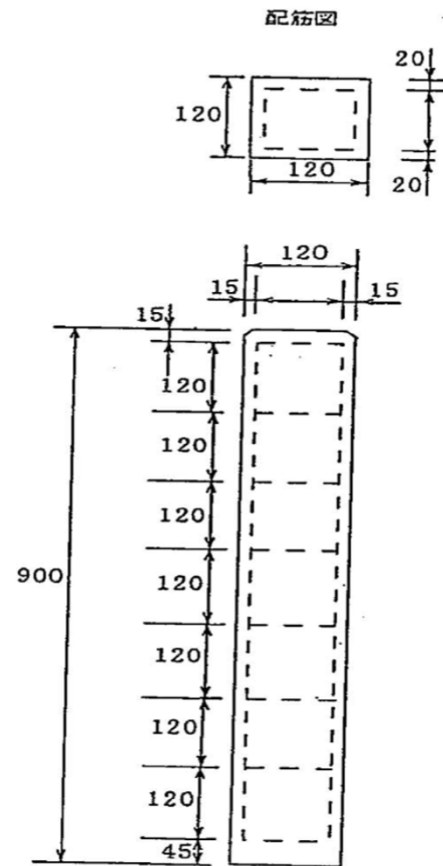
特記仕様事項		
木	部	木材は杉を使用する。(根柢は米柾使用)
加	工	角材はプレーナー加工とし、丸太材はロータリー加工とする。
素	材	乾燥
木材保存剤加圧注入		素材は薬剤注入に適するように、天然または人工乾燥処理を行う。
加 圧 注 入 法		木材は全て加工後、木材保存剤を加圧注入とする。
木 材 保 存 剤		JIS A 9002による。
保存処理木材の品質		AZNA加圧保存処理とする。
ボルト 及び 金物類		薬剤の注入量は JIS A 9002 により判定する。
木材 表面 仕上げ		溶融亜鉛メッキ金物とする。
		木材の塗装は、木材保護塗料（ガードラック又は同等品）を使用する。

姿 図 S = 1 : 1 0

(車止め・木製)

境界標

単位：mm



標 示 板

(縮尺 1 : 10)

500

キヤッツラ等

国有地につき
許可なく
使用を禁ず
管理者
北海道防衛局

500

アルミ板 2mm厚
メラミン付塗装要補強

黄色地
文字 黒色

※ その他メーカー仕様による。

2,500

φ48.6×2.3 メッキ

6.L

1:0.3

1:0.3

L=3×30×300
アングル補止

